

令和8年度 福井県会計年度任用職員（パートタイム）募集のお知らせ

受付期間	令和8年 2月 2日(月)～ 令和8年 2月13日(金)〈必着〉
試験日	令和8年 2月17日(火)
採用予定日	令和8年 4月 1日(水)

福井県丹南健康福祉センター
〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25
TEL 0778-51-0034
FAX 0778-51-7804

1 募集概要

採用予定日	令和8年4月1日(水)
任用期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで (所属での面接および勤務成績に基づき連続2回まで更新される場合あり)
職種	会計年度任用職員（パートタイム）
勤務場所	福井県丹南健康福祉センター (鯖江市水落町1丁目2-25)
業務内容	<p>① 女性相談支援員</p> <ul style="list-style-type: none">i 女性福祉に関する相談対応ii 要保護女子の保護更生iii 配偶者からの暴力の被害者に対する相談対応iv 業務報告作成など上記に付随する業務 <p>② 家庭相談員兼母子父子自立支援員</p> <ul style="list-style-type: none">i 家庭児童福祉に関する相談対応ii ひとり親家庭および寡婦の相談・自立支援対応iii 福祉資金の貸付け業務iv 業務報告作成など上記に付随する業務
採用予定人員	<p>① 1名</p> <p>② 1名</p>

2 受験資格

以下の（1）から（3）までのいずれにも該当する者

（1）地方公務員法第16条の欠格条項に該当しない者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 福井県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

（2）普通自動車の運転免許を有する者

（3）① 女性相談支援員については以下の i または ii に該当する者

- i 社会福祉法第19条に規定する社会福祉主事の任用資格取得者
 - ii i に準ずる専門的知識を有する者または女性相談業務に従事した経験のある者
- ② 家庭相談員兼母子父子自立支援員については以下の i から v のいずれかに該当する者
- i 学校教育法に基づく大学または旧大学令に基づく大学において、児童福祉、社会福祉、児童学、心理学、教育学もしくは社会学を専修する学科またはこれらに相当する課程を修めて卒業した者
 - ii 医師
 - iii 社会福祉士
 - iv 社会福祉主事として2年以上児童福祉事業に従事した者
 - v i から iv に準ずる者であって、相談員として必要な学識経験を有する者

3 試験の方法

受験者の適性、能力等をみるために、個別面接を行います。

4 試験の日時および会場

（1）試験日時 令和8年2月17日（火）

※試験時間は個別に連絡します。

（2）試験会場 福井県丹南健康福祉センター 1階小会議室

（鯖江市水落町1丁目2-25）

5 合格者の発表

受験者全員に合否の結果を通知するとともに、合格者に対しては、その後の手続き等についてご案内します。

6 受験手続

- (1)申込方法 「福井県会計年度任用職員（パートタイム）採用試験申込書」に必要事項を記入の上、提出（持参または郵送）してください。
- (2)受験申込先 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25
福井県丹南健康福祉センター 地域支援室
- (3)受付期間 令和8年2月2日(月)～令和8年2月13日(金)〈必着〉
※受付事務は、午前8時30分から午後5時15分まで
(ただし、土、日、祝日は除く。)
- (4)注意事項
- 郵便により申し込む場合は、必ず書留郵便により行うものとし、2月13日(金)までに到着したものに限り受け付けます。
 - 受験票は発行しません。

7 勤務条件

【① 女性相談支援員、②家庭相談員兼母子父子自立支援員 共通】

- (1)勤務日 週29時間（週4日勤務）
※土、日、祝日および平日のうち固定した曜日が休日となります。
- (2)勤務時間 原則、午前9時00分から午後5時15分まで
※休憩時間は正午から午後1時です。
※所定労働時間を超える労働はありません。
- (3)報酬 月額148,000円～190,300円
※学歴・経験等を考慮の上、決定します。
- (4)期末・勤勉手当 勤務期間等に応じて支給（最大 年間4.65月分）
(ボーナス) (例) 報酬月額190,300円の場合 年間支給額57万円程度
※勤務期間等に応じて、実際の支給額は増減します。
- (5)休暇
- 年次有給休暇 年間10日
※6か月継続勤務をした場合の付与日数です。
継続勤務年数に応じて付与日数が変わります。
 - 特別休暇：忌引休暇(有給)、夏季休暇(有給)、病気休暇(有給)など
- (6)その他
- 通勤費を別途支給します。
 - 地方公務員共済組合（短期給付・福祉事業）、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。
 - 労働者災害補償保険の適用があります。
 - 地方公務員法上の服務規定等（秘密を守る義務、職務に専念する義務など）の適用があります。
 - 報酬および期末・勤勉手当については、給与改定等により、

額が変更となる場合があります。

- ・報酬等のお支払いに際し、県の指定金融機関である福井銀行の口座が必要となります。

8 試験結果の開示

この採用試験の結果については、口頭での開示を請求することができます。

開示請求できる人	開示内容	開示期間	開示場所
当該採用試験に合格しなかった者 (本人)	総合得点および 総合順位	合否通知の到達日 から1か月	福井県丹南健康 福祉センター

○口頭による開示請求の手続き

開示請求する場合は、請求者本人（代理人は不可）が、以下のいずれかを持参の上、午前8時30分から午後5時15分までの間に、福井県丹南健康福祉センター 地域支援室へお越しください。ただし、土、日および祝日は受付しておりません。

- | | |
|-------------------------------------|-----------------------------|
| ①運転免許証
③各種健康保険の資格確認書
⑤個人番号カード | ② 日本国旅券（パスポート）
④ 各種年金手帳等 |
|-------------------------------------|-----------------------------|